

◎情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

（第一条関係）

修正後	修正前	現行
<p>（基本原則）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進は、個人情報の保護に十分配慮するとともに、個人の権利利益が害されることのないように配慮して行われなければならない。</p> <p>第三節 添付書面等の省略</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報記載された書面、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについ</p>	<p>（基本原則）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>（新設）</p> <p>第三節 添付書面等の省略</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カ</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

ては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 [略]

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、**情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置その他の年齢、身体的な条件、地**

ドの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 [略]

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

[新設]

[新設]

理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならぬ。

(条例等に基づく手続における情報通信技術の利用)

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例若しくは規則**その他地方公共団体が行う施策の実施に関する指針、基準その他これらに類するもの**(次項において「**条例等**」という。)に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならぬ。

2 地方公共団体が**条例等に基づく手続**を**手続等に準じて電子情報処理組織を使用**

(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第九条 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、第十一条に規定する政令で定める書面等であつて当該条例等の規定において申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、地方公共団体が、同条の政令で定める措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときは、特別な事由がある場合を除き、添付することを要しない。

3 国は、地方公共団体が講ずる第一項の施策を支援するため、情報の提供、技術的及び財政的援助その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
い。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

修正後	修正前	現行
<p>（総務省への住民票コードの提供）</p> <p>第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条及び<b>第二十六条の二</b>において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用してすることができる。</p>	<p>（総務省への住民票コードの提供）</p> <p>第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。</p>	<p>〔新設〕</p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（第四条関係）

修正後	修正前	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            25 13            14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者、<b>同条第八号</b>に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者並びに<b>同条第八号の二に規定する行政機関等及び地方公共団体</b>をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            25 13            14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者<b>並びに同条第八号</b>に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            25 13            14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに<b>同条第八号</b>に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容</p>

接続した電子情報処理組織であつて、暗号  
その他その内容を容易に復元することが  
できない通信の方法を用いて行われる第  
十九条第七号、第八号又は第八号の二の規  
定による特定個人情報の提供を管理する  
ために、第二十一条第一項の規定に基づき  
総務大臣が設置し、及び管理するものをい  
う。

15 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該  
当する場合を除き、特定個人情報の提供を  
してはならない。

一 三 (略)

四 機構が第十四条第二項の規定により  
個人番号利用事務実施者に機構保存本  
人確認情報等を提供するとき。

五・六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の  
規定により同表の第二欄に掲げる事務

を容易に復元することができない通信の  
方法を用いて行われる第十九条第七号又  
は第八号の規定による特定個人情報の提  
供を管理するために、第二十一条第一項の  
規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理  
するものをいう。

15 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該  
当する場合を除き、特定個人情報の提供を  
してはならない。

一 三 (略)

四 機構が第十四条第二項の規定により  
個人番号利用事務実施者に機構保存本  
人確認情報等を提供するとき。

五・六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の  
規定により同表の第二欄に掲げる事務

を容易に復元することができない通信の  
方法を用いて行われる第十九条第七号又  
は第八号の規定による特定個人情報の提  
供を管理するために、第二十一条第一項の  
規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理  
するものをいう。

15 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該  
当する場合を除き、特定個人情報の提供を  
してはならない。

一 三 (略)

四 機構が第十四条第二項の規定により  
個人番号利用事務実施者に機構保存本  
人確認情報等を提供するとき。

五・六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の  
規定により同表の第二欄に掲げる事務

の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合）にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。第八号の二において同じ。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 〔略〕

八の二 情報通信技術を活用した行政の

推進等に関する法律（平成十四年法律第

の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合）にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 〔略〕

〔新設〕

の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合）にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 〔略〕



---

百五十一号)第三条第二号に規定する行政機関等(第二十六条の二において単に「行政機関等」という。)が、政令で定めるところにより、情報提供者に対し、同法第十一条の書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、若しくは参照するために必要な別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合又は地方公共団体が、政令で定めるところにより、情報提供者に対し、同法第十三条第二項の書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、若しくは参照するために必要な同欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九〇十六 [略]

第四章 (略)

第二節 (略)

九〇十六 [略]

九〇十六 [略]

(第十九条第八号の二の規定による特定個人情報情報の提供)

第二十六条の二 第二十一条(第一項を除く。)から第二十五条までの規定は、第十九条第八号の二の規定による行政機関等又は地方公共団体による特定個人情報情報の提供の求め及び情報提供者による特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報フ

[新設]

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報フ

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報フ

ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

イル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。